

松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 9 日

令和7年松戸市農業委員会7月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和7年7月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

| | | | |
|---------|------|----------|-------|
| 1番 | 杉浦昌平 | 3番 | 横山定勝 |
| 5番 | 渡邊洋子 | 6番 | 加藤万里子 |
| 7番 | 山口輝雄 | 8番 | 戸張嘉宣 |
| 10番 | 川上博久 | 11番 | 渡来和治 |
| 12番 | 渡邊慶弘 | 13番 | 鈴木榮一 |
| 14番 | 湯浅孝一 | 15番 | 相田敏克 |
| 明・矢切区域 | 齋藤香 | 明・矢切区域 | 平川正俊 |
| 東部区域 | 湯浅雅之 | 常盤平・五香区域 | 山崎唯司 |
| 馬橋・小金区域 | 小林直一 | 馬橋・小金区域 | 湯浅清 |

1. 欠席委員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 2番 | 杉浦勇司 | 9番 | 岩佐忠夫 |
|----|------|----|------|

1. 関係課出席職員 農政課

| | | | |
|----|------|----|-----|
| 課長 | 松戸繁和 | 主査 | 岡野衛 |
| 主査 | 加瀬直紀 | | |

1. 事務局出席職員

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 加藤広之 | 係長 | 横田智之 |
| 主任主事 | 花村理恵 | | |

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和7年7月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号15番、相田敏克委員、議席番号1番、杉浦昌平委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第2号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしく願いします。

農政課長 農政課松戸です。

それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたし

ます。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、1件ごとではなく一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件1件、農地銀行からの移行案件6件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書の1ページの1番をご覧ください。

申請地につきましては、参考資料1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は栗山、現況地目は畑で、面積は521平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に、2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の2ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は694平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に、3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,605平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に、4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の4ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は455平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に、5番をご説明いたします。

議案書、2ページの5番、参考資料の5ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は栗山、現況地目は畑で、面積は2,290平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

次に、6番をご説明いたします。

議案書は2ページの6番、参考資料の6ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,116平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

最後に、7番をご説明いたします。

議案書は2ページの7番、参考資料の7ページをご覧ください。

当案件は農地銀行からの移行案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は1,193平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上7件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

本案件はあらかじめ審査会で審議しておりますので、第2審査会第2審査班座長の意見を求めます。

第2審査会第2審査班座長 議席番号8番、戸張嘉宣です。

議案第1号について、さきの審査会で審議しました。

審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断しましたので、原案に賛成したいと思います。

議 長 ただいま座長より、承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしました。

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 議席番号8番、戸張嘉宣です。

去る7月2日水曜日、議案第1号及び2号の審査のため、第2審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平農業委員、湯浅孝一農業委員、山崎唯司推進委員、小林直一推進委員、私の5名により、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1号については農政課担当者を、2号については申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

なお、1号の審議結果については、先ほど報告したとおりです。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番をご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については、1ページから2ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は合計1,024平方メートル、現況は田で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業規模拡大のため、譲渡人の申請理由は、高齢により農業規模縮

小のためです。譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員4人で1,000日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機1台、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車3台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、稲の栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第2号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま座長より、許可すべきとの意見がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林直一です。譲渡人は、息子さんが亡くなられて農業ができなくなりました。譲受人は、以前から稲作に力を入れており、また、今回の土地に関しても、譲受人が所有している農地の隣であり、松戸市外でも、埼玉県・茨城県に土地を所有しており、耕作経験が豊富なため、私は認めたいと思います。

以上です。

議長 ただいま小林委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第2号の2番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第2審査班座長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につ

いての2番をご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については、3ページから4ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の3ページのところでございます。

申請地は3筆で、面積は合計2,452平方メートル、現況は田で適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業規模拡大のため、譲渡人の申請理由は、高齢により農業規模縮小のためです。譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員3人で950日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、耕運機1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、動噴1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、稲の栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第2号の2番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま座長より、許可すべきとの意見がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、いかがでしょうか。

はい、小林委員。

小林推進委員 推進委員の小林直一です。譲受人は、農業に対してブランクが10年ぐらいありますが、改めて農業を一生懸命に行っております。後継者に関しても、農業大学校を卒業しており問題がないため、私は認めたいと思います。

以上です。

議長 ただいま小林委員より意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書4ページ、報告事項1から10ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、4ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、4ページに記載のとおり、5月分として田1件、840平方メートル、畑10件、2,314平方メートル、合計11件、3,154平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、5ページから6ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、6ページに記載のとおり、田2件、1,716平方メートル、畑14件、6,574平方メートル、合計16件、8,290平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、7ページ、報告事項3 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より4件の照会があり、非農地回答をいたしました。

次に、8ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛に送付しました。

次に、9ページ、報告事項5 生産緑地に係る主たる農業従事者証明書の交付についてですが、2件交付しました。

また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は、2件交付しました。

次に、10ページ、報告事項6 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告についてですが、1件の報告がありました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和7年7月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時20分